

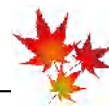
自ら学び 自ら鍛える

# Team 北中

令和2年度 学校報 第19号 令和2年11月16日

発行責任者：瑞浪北中学校校長

担当者：瑞浪北中学校教頭



<合言葉> クリエイティブ瑞浪北中 2nd year  
—学校の特長を確かなものにする年—

## 登下校時の交通安全 ～主体的な判断と行動～



歩道を通る徒歩通学者



自転車を引きながら進む自転車通学者

以前、登下校時の安全について全校に呼びかけました。「歩行者は歩道を歩く」「自転車通学者はスピードを出し過ぎない、並走しない」といった、ごく当たり前の内容でした。

左は、ある日の下校の様子です。

まずは上の写真をご覧ください。歩行者がしっかり歩道を歩いています。全員マスクを着用し、コロナ予防にも抜かりありません。互いの安全を確保するため、やるべきことを確実に行動とする誠実さがここにあります。

次に、下の写真をご覧ください。女子の自転車通学者なのですが、彼女たちは道の端を、自転車を引いて歩いています。ここは徐行しながら自転車に乗っていい場所です。でも、彼女たちは自転車を引いているのです。彼女たちはなぜ、自転車を引いているのでしょうか。

あくまで推測なのですが、この日、彼女たちの前には、生徒たちの下校の様子を写真に収めようと、カメラを構える職員がいました。（左の写真は、その職員が撮ったものです。）職員は自転車の走行を妨げぬよう走路は避けていましたが、彼女たちには、「このまま進めば職員を驚かせてしまう」「ひょっとしたら危険かも知れない」といった判断があったようです。彼女たちは自ら危険を察知し、誰に言われるでもなく自分のすべき行動を主体的に判断したのだらうと思います。

冒頭で紹介した、登下校時の安全についての呼びかけですが、実は次のような言葉でしめくられていました。

「互いの安全を確保するために自分はどうか判断すればよいか、ぜひ主体的に考え行動してください。」

彼女たちの行動は、まさにその言葉通りの“主体的な行動”です。

## 11/13 生徒集会

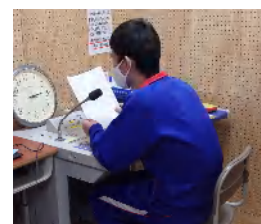
全校放送による生徒集会が行われました。メインテーマは「IV期の振り返り」。生徒会がIV期に取り組んだ「8時着席」や重点委員会の活動などについて、その成果と課題が語られました。

### 生徒会の主体性

生徒会長からは、V期に向け「学校環境」を多角的にとらえ向上させようという内容の話がありました。具体的には「空き教室での節電、換気」「トイレの使い方」「休み時間の過ごし方（廊下歩行、密の回避）」「安全な登下校」が指摘されていました。

「生徒会は校内の様子をよく見ているなあ」と感心しました。最後の「安全な登下校」については、先に紹介した「登下校時の安全についての呼びかけ」を受け、生徒会が自分たちにできること、またはやるべきことを考えた結果の指摘でしょう。彼らは呼びかけを、ただ受け身的な態度で聞いてはいません。このような点に、生徒会の“主体性”を感じます。

さあ、年度も終盤です。特に3年生は、「瑞浪北中に何を残すか」を真剣になって考える時期に突入します。アルミ缶回収や授業の様子からは、3年生の底力や団結力、最上級生の自覚が見え始めています。今後の活躍にも大いに期待しています。



放送で全校に語りかける  
図書委員長

# 新型コロナウイルス感染防止対策

岐阜県知事からメッセージが届きました。下に紹介いたします。

\*\*\*\*\*

## 県民の皆さまへ



### 1. 高感染リスクの行動を回避

○9月以降の県内クラスターは、締め切った場所での親戚を含む大人数や長時間の酒類を伴う飲食・パーティー、接待を伴う飲食店利用を契機に発生。また、全国的には、狭い空間での共同生活（寮生活など）や 居場所の切り替わり（休憩室など）の場所でも発生。

→「大人数の酒類を伴う飲食」など高感染リスクの場の回避。特に「マスク未着用」「大声を出し飛沫が飛び交う」行動は要注意。

### 2. 体調不良時は必ず行動ストップ！

○県内で体調不良を押して飲食後、感染拡大した事例も発生。

→「体調がおかしい」と自覚したら、会食をはじめ外出、出勤、登校をストップ。ただちに医療機関へ相談・受診。

### 3. 「マスク着用」「手洗い徹底」「人との距離確保」

○様々な感染症が流行しやすい、乾燥する季節が到来。

→感染症はみんなで守る危機管理。引き続き、基本的な感染防止対策を徹底。

→職場・家庭に対策の担当「コロナガード（仮称）」を選任・設置し、感染防止対策を緩みなく推進。

### 4. ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言の徹底

○様々な啓発に加え、相談支援体制の強化やネットパトロールの実施。

→コロナ・ハラスメントを許さない環境づくりを。また、実際にハラスメントを受けたり見聞きしたりした場合には、すぐに相談窓口にご相談。

## 高病原性鳥インフルエンザの予防・対策

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課等から通達がありました。下に紹介いたします。

\*\*\*\*\*

・児童生徒等に対し、手洗いなどの一般的な感染予防対策の徹底をお願いします。

・児童生徒等に対して、以下の（１）～（４）について周知徹底をお願いします。

（１）死んだ野鳥などを発見した場合には、手で触らないこと。同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、近くの都道府県又は市町村役場に連絡すること。

（２）野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や野鳥などの排泄物等に触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする。

（３）不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしたりしないこと。

（４）鳥や動物を飼育している場合については、それらが野鳥と接触しないようにすること。このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検したりするなどの適切な措置を講じること。また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

（５）鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することはなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。